

塩尻市下水排除基準

対象事業場	特定事業場			その他の事業場
	500m ³ /日以上	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	50m ³ /日未満	
下水排除基準項目 (単位)				
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物 (mg/L)	0.5	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)
有機燐化合物 (mg/L)	1	1	1	1
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物 (mg/L)	0.3	0.3(0.5)	0.3(0.5)	0.3(0.5)
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀, アルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/L)	0.003	0.003(0.005)	0.003(0.005)	0.003(0.005)
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン (mg/L)	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 (mg/L)	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8	8	8	8
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5
フェノール類 (mg/L)	5	5	5	5
銅及びその化合物 (mg/L)	3[2]	3	3	3
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10	10	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10	10	10	10
クロム及びその化合物 (mg/L)	2[1]	2	2	2
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	10	10
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380	380	380	380
水素イオン濃度 (pH)	5~9	5~9	5~9 [5.8~8.6]	5~9
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	600	600	600	600
浮遊物質 (mg/L)	600	600	600	600
ノルマルヘキサン 鉱油類 (mg/L)	5	5	5	5
抽出物質含有量 動植物油脂類 (mg/L)	30	30	30	30
温度 (°C)	45	45	45	45
沃素消費量 (mg/L)	220	220	220	220

- ・ () 内の数値は、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置され、又は設置の工事が行われていた工場、事業場に関わる排水に適用されます
- ・ [] 内の数値は、長野県公害の防止に関する条例により、適用される工場、事業場があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。
- ・ 太字は (緑色) は、直罰対象の排除基準を示す。